

草津栗東行政事務組合職員等の旅費の支給に関する規則

令和4年10月1日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合職員等の旅費に関する条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員等に支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令の取り消し等における旅費)

第2条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃もしくは車賃として、またはホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃または宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額（路程の計算）

第4条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程

2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、当該路程の計算について信頼するに足るものにより、路程を計算することができる。

(旅費の請求手続)

第5条 旅行日数が2日以上で宿泊を要する旅行については、あらかじめ旅行命令兼旅行計画書（別記様式）により旅行の命令について職務権限を有する者に報告しなければならない。

2 条例第12条第1項に規定する請求書に添付すべき書類は、別表に掲げるところによる。

(日当を支給しない地域)

第6条 条例第18条第4項に規定する地域は、滋賀県全域とする。

(旅費の調整)

第7条 条例第27条に規定する旅費の調整は、次のとおりとする。

区分	調整基準
(1) 組合の経費以外の経費から旅費の全部または一部が支給される場合	正規の旅費額からその支給される旅費相当額を減額して支給する。
(2) 研修、講習または訓練その他これらに類する目的のための旅行で同一地域に滞在する期間(その地域に到着した日の翌日からその地域を出発する日の前日までの間をいう。)もしくは通勤する期間が引き続き30日を超える場合	滞在または通勤する期間が30日を超え60日以下の場合には、その超える日数について日当および宿泊料の定額の10分の1を、60日を超える場合には、その超える日数について当該定額の10分の2をそれぞれ当該定額から減額して支給する。
(3) 一般職の職員が、管理者、副管理者、組合議会議長、組合議会副議長、組合議会議員、監査委員および草津栗東行政事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(令和4年草津栗東行政事務組合条例第23号)に規定する委員等の旅行用務を補佐するため、特に随行を命じられた場合	管理者等と同額の鉄道賃、船賃および宿泊料を支給する。
(4) 災害地その他の特殊地域に宿泊を余儀なくされ、または出張地における宿泊施設を指定されたため条例別表に定める宿泊料では明らかに宿泊の実費に不足すると認められる場合	宿泊料として現に要した宿泊の実費額を支給する。

2 前項に定めるもののほか、任命権者が特別の事情によりまたは当該旅行の性質上必要と認めるときは、旅費の全部もしくは一部を減額し、または実費相当額まで増額して支給することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	添付書類
----	------

(1) 条例第3条第5項に規定する旅費	払いもどしの手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかったことを証明するに足る書類
(2) 条例第7条ただし書に規定する旅費	公務上の必要または天災その他やむを得なかった事情を証明する書類
(3) 条例第17条第1項ただし書に規定する旅費	
(4) 条例第18条第2項に規定する日当	
(5) 条例第19条第2項に規定する宿泊料	
(4) 条例第16条に規定する航空賃	
(4) 条例第16条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類
(5) 条例第25条に規定する退職等の旅費	旅行中に退職等となったこと、退職等の理由、退職等を知った日にいた地および退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
(6) 条例第26条に規定する遺族の旅費	職員の死亡、死亡地および遺族であることを証明する書類

別記様式（第5条関係）

旅行命令兼旅行計画書

決 裁				決裁 年 月 日	
管理者	副管理者	会計管理者			
				起案 年 月 日	
				起案	
事務局長	総括	総括補佐	次席	次席補佐	所属員
年度					会計
支出科目	款		項	目	節 旅 費
出発年月日		出張先			
帰庁年月日					
予定日数	日間	用件			
公用車使用	有・片・無				
級 職 氏名					印 人
月 日	利 用 交 通 機 関 名				
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
配 当 残 額		円	概 算		
予 算 残 額		円	旅 費	円	